



2022年5月17日

各 位

会社名 株式会社 弘 電 社
代表者名 代表取締役社長執行役員 松 井 久 憲
(コード番号 1948 東証スタンダード)
問合せ先 取締役総務本部長 山 名 克 英
(TEL 03-3542-5111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月24日開催予定の第143回定時株主総会において「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

①営業目的の追加

今後の事業活動の拡大・多様化に備え、現行定款第3条（目的）に目的事項の追加を行うものがあります。

②株主総会資料の電子提供制度に備えた変更

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、下記のとおり当社定款を変更するものであります。

- 1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- 2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- 3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- 4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月24日（予定）
定款変更の効力発生日 2022年6月24日（予定）

【別紙】

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総 則</p>	<p>第1章 総 則</p>
<p>第 1 条 ～ 第 2 条 (条文省略)</p>	<p>第 1 条 ～ 第 2 条 (現行どおり)</p>
<p>(目的)</p>	<p>(目的)</p>
<p>第 3 条 当会社の営業目的は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 電気工事、管工事、鋼構造物工事、機械器具設置工事、電気通信工事、消防施設工事、土木工事及び建築工事並びにこれに関連する企画、設計、保守、監理及びコンサルティング業務 2. 情報通信機械器具、制御・計測用電子機械器具、変電設備機械器具、工作機械器具、冷凍・空調機械器具、昇降機・監視制御装置等の電気機械器具並びに部品の製造及び販売 3. コンピューターシステムの開発、販売及び保守 4. 不動産の売買、賃貸借、仲介及び管理 5. 蓄電池の再生処理及び販売 6. 発電装置及び電力供給装置の販売及び設置 7. 古物営業 8. 労働者派遣事業 <p>(新設)</p> <ol style="list-style-type: none"> 9. 前各号に付帯する一切の事業 	<p>第 3 条 当会社の営業目的は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. (現行どおり) 4. (現行どおり) 5. (現行どおり) 6. (現行どおり) 7. (現行どおり) 8. (現行どおり) 9. <u>無人航空機使用事業</u> 10. 前各号に付帯する一切の事業
<p>第 4 条 ～ 第 15 条 (条文省略)</p>	<p>第 4 条 ～ 第 15 条 (条文省略)</p>
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 16 条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p>
<p>第 17 条 ～ 第 45 条 (条文省略)</p>	<p>第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
<p>第 17 条 ～ 第 45 条 (条文省略)</p>	<p>第 17 条 ～ 第 45 条 (現行どおり)</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u></p>
	<ol style="list-style-type: none"> 1. <u>変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第16条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u> 2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u> 3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

以上